

## フェンシングのまち沼津推進協議会規約

令和2年6月10日議決

令和3年2月25日一部改正

令和3年3月31日一部改正

令和6年4月8日一部改正

### (名 称)

第1条 本会は、フェンシングのまち沼津推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (目 的)

第2条 協議会は、沼津市と公益社団法人日本フェンシング協会との包括連携協定における協力関係に基づき、「フェンシングのまち沼津」のブランドを確立し、もって本市におけるフェンシングを活用したツーリズムの推進による観光交流人口の増加を図ることを目的とする。

### (事 業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) フェンシング競技の普及、拡大に関すること
- (2) トップフェンサーの育成に関すること
- (3) 大会や合宿の誘致に関すること
- (4) 1号から3号を実施するために必要な環境整備に関すること
- (5) その他、協議会の目的達成のために必要な事項に関すること

### (組 織)

第4条 協議会は、本会の目的に賛同する関係団体、企業、個人及び沼津市から構成される会員をもって組織する。

2 会員の種別は次に掲げるものとする。

- (1) 正会員 協議会の目的に賛同して入会した企業（事業を営む個人を含む）及び団体、個人のうち、協議会が実施する事業の企画・運営に関わる会員。
- (2) 準会員 協議会の目的に賛同して入会した企業（事業を営む個人を含む）及び団体、個人のうち、協議会が実施する事業の企画・運営には関わらない会員。
- (3) 特別会員 沼津市
- (4) 参与会員 協議会の目的に賛同して入会した関係団体のうち、理事会で承認され

た団体

- 3 協議会に、次の役員を置く。
  - (1) 理事 8名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 4 役員は、総会において準会員を除く会員のうちから選任する。
- 5 理事のうち1名を会長とし、1名を副会長とする。

(役員の仕事)

- 第5条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
  - 3 監事は、協議会の会計を監査する。

(役員の仕事)

- 第6条 役員の仕事は2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する会員総会の終結までとする。ただし、再任は妨げない。
- 2 役員が選任時の所属機関又は団体の役職を離れたときは、その役職の後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

(顧問)

- 第7条 協議会に顧問を置く。
- 2 顧問は、沼津市長をもって充てる。
  - 3 顧問は、協議会の運営に関して助言することができる。

(相談役)

- 第8条 協議会に相談役を置くことができる。
- 2 相談役は、役員のおすすめを受け会長が委嘱する。
  - 3 相談役は、協議会の運営に関して助言することができる。

(会議)

- 第9条 会議は会員総会(以下「総会」という。)及び理事会とし、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

(総会)

- 第10条 総会は、準会員を除く会員の半数以上が出席しなければ開くことができない。ただし、委任状を提出した会員は出席したものとみなす。

2 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

3 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 本規約の制定及び改廃に関すること
- (2) 協議会の総括的な企画及び運営に関すること
- (3) 事業計画及び事業報告に関すること
- (4) 予算及び決算に関すること

#### (理事会)

第11条 理事会は、理事の半数以上が出席しなければ開くことができない。ただし、委任状を提出した理事は出席したものとみなす。

2 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事会は次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決に基づいた事項の執行に関すること

#### (部 会)

第12条 協議会の目的に沿った事業を企画、運営するため、部会を置くことができる。

2 部会の設置及び部会員の構成は、総会で議決する。

3 部会の運営に関して必要な事項は、部会で定める。

4 部会で企画した事業は事前に理事会で承認を得るものとする。

5 部会の活動状況は、総会で報告する。

#### (会 計)

第13条 協議会の経費は、会費、負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 会費に関する規程は、総会の議決を経て会長が別に定める。

3 負担金の額は、協議会の会議により決定するものとする。

4 前項の負担金の額は、沼津市の予算の範囲内で同一会計年度における経費に100分の90を乗じて得た額の範囲内とし、かつ、同経費から会費及びその他の収入の総額を減じた額を上限とする。

#### (監 査)

第14条 監事は、協議会の決算について監査し、総会に報告するものとする。

(会計年度)

第15条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会長の専決処分)

第16条 会長は、会議を招集するいとまがないと認めるときは、その議決すべき事項について、専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の会議に報告し、その承認を得なければならない。

(事務局)

第17条 協議会の事務を処理するため、沼津市産業振興部ウィズスポーツ課内に事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解 散)

第18条 協議会は、その目的が達成されたときに解散する。

(残余財産の帰属)

第19条 協議会が解散した場合、その残余財産は、沼津市に帰属するものとする。

(補 則)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この規約は、令和2年6月10日から施行し、協議会の解散をもって、その効力を失う。

付 則

この規約は、令和3年2月25日から施行する。

付 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この規約は、令和6年4月8日から施行する。